

個人番号（マイナンバー）について

裁判所の手続では、個人番号（マイナンバー）の提出は、ごく限られた場合（マイナンバー自体を立証する場合等）を除き必要ありませんので、次のとおり書類の提出に際しては、十分にご注意ください。

- 1 訴状，準備書面，申立書等を提出する場合には，個人番号（マイナンバー）を記載しないでください。
- 2 特に以下の書類を提出する場合には，個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。
 - ・住民票
 - ・生活保護関係書類
 - ・雇用保険関係書類，賃金台帳
 - ・源泉徴収票，確定申告関係書類
 - ・納税証明書，所得証明書，納税関係書類
 - ・公的年金関係書類，健康保険関係書類
- 3 その他，証拠や疎明資料等を提出する場合には，個人番号（マイナンバー）が記載されていないことを確認してください。番号が記載されている場合には，個人番号（マイナンバー）部分を塗りつぶすなど，マスキング処理をした写し（原本は後日確認させていただく場合があります。）を提出してください。

仙台地方裁判所